

平成 29 年 12 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 平成29年12月21日 午後3時00分  
閉 会 平成29年12月21日 午後5時15分

2 出席委員等

橋 本 教育長 畑 委 員 平 塚 委 員  
上 原 委 員 安 藤 委 員 千 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

小 橋	教育次長	前 川	教育監
西 村	管理部長	細 野	指導部長
絹 谷	総務企画課長	段 野	管理課長
安 達	教職員企画課長	阿 部	特別支援教育課長
相 馬	高校教育課担当課長	田 尻	総務企画課副課長
下 村	総務企画課副課長	野 村	総務企画課総括指導 主事
原 田	管理課副課長	廣 田	特別支援教育課副課 長
岡	総務企画課副主査	奥 村	総務企画課主事

## 5 議事の概要

### (1) 開会

教育長が開会を宣告

### (2) 前会議録の承認

ア 11月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

- (7) 第51号議案 平成29年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

#### 【総務企画課長の報告】

- 平成29年12月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案3件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。
- 1件目は、「職員の育児休業等に関する条例一部改正の件」について、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が一部改正されたことに伴い、府の条例の改正を行うものである。
- 現在、職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情としては、配偶者の入院や配偶者との別居等を定めているが、今回、国に準じ、これらに加え、保育所等に入れなかった場合を追加するものである。
- 2件目は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件」についてである。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されている事務、及び、法の規定により条例で定める事務については、個人番号を利用することができ、高校の就学支援金、奨学のための給付金、通学費補助などについては、申請時の課税証明書等の添付書類の省略が可能となっているところ。
- 今回新たに、高等学校等修学資金の貸与に関する事務についても個人番号を利用することができるように条例に追加するものである。
- 3件目は、「京都府福祉のまちづくり条例一部改正の件」についてである。
- 本条例は、学校などの特定まちづくり施設、多くの方が利用される施設について、利用する際の安全性及び利便性を実現するため、出入口、廊下、階段、便所等について整備基準を定め、適合をするよう事業者に求めているものである。
- 現在では、町家を改修して施設整備を進めるなど、すぐに基準に適合できない事例が出てきているため、基準に適合することが困難な場合を条例で定めるものであり、基準に適合できない場合でも、全ての人が安全かつ円滑に利用できるように、事業者配慮を求める規定の追加をするものである。

【質疑応答】

○ 上原委員

育児休業について、1回目の延長時に必要な特別な事情の中に保育所に入れなかったというのはあったのか。

○ 網谷総務企画課長

1回目は特別な事情が無くても延長ができる。再度延長する場合の特別な事情の中に保育所に入れなかった場合が追加された。

(イ) 第52号議案 平成29年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【総務企画課長の報告】

○ 平成29年12月府議会定例会提出見込議案追加提案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案3件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

○ 1件目は、「平成29年度京都府一般会計補正予算」について、2件目は、「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」、3件目は、「職員の退職手当に関する条例等一部改正の件」である。

○ 本年10月25日に行われた府人事委員会からの「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、給料月額・地域手当・勤勉手当・特殊勤務手当の引上げや、国に準拠して府の退職手当の見直しを実施するものであり、これに要する経費の補正と関係条例等の改正を行うものである。

イ 請願・陳情等の受理状況について

(7) 丹後・与謝の高校再編問題を考える会等からの要望等について

【相馬高校教育課担当課長の報告】

○ 丹後・与謝の高校再編問題を考える会等から12月11日に知事、教育長あてに加悦谷高校、久美浜高校の教育の充実を求める要望等が提出された。

○ 要望の内容は、加悦谷高校については、宮津高校と加悦谷高校での学舎制導入案を見直し、それぞれ単独校として残すこと。府教委が実施したアンケート結果に示されているとおり、地元の子どもたちが安心して通える普通科を地元の高等学校に設置すること。小規模校のメリットが最大限生かされるよう、教員配置をおこなうなどの必要な予算措置を講じること。

○ 久美浜高校については、久美浜高校と網野高校での学舎制導入案を見直し、それぞれ単独校として残すこと。本校継続、普通科教育の充実、という保護者の意見を尊重し、久美浜高校の学科編成を普通科を柱にして行うこと。小規模校のメリットが最大限生かされるよう久美浜高校に必要な教員配置を行うことである。

○ 本要望に関する署名として、加悦谷高校について547筆、久美浜高校で1,378筆が提出されており、久美浜高校の要望には、あわせて意見が48件提出されている。

- 丹後地域の高校については、学舎制により学校をしっかりと残す方針のもと、学科等について、各校で検討を進めていただきつつ、関係市町とも調整を進めているところ。
- 年度内には中学生等にお知らせできるよう準備を進めており、一定整理ができたなら報告したい。

ウ 新設特別支援学校の建設工事等について

【段野管理課長の報告】

- 現在府南部地域、井手町内で整備を進めている新設特別支援学校建設工事の進捗状況であるが、地元からダンプの走行台数を減らしてほしいという要望もあり、造成に伴い搬出する土量を削減するため造成計画の変更が生じた。
- また、学校敷地北西側に軟弱地盤があることが判明し、新たに対策等を講じる必要が生じたため、建設工事着工が約10ヶ月遅延することとなった。
- その結果、開校時期については、当初予定の平成32年4月から平成33年4月と1年遅れる見込みとなった。
- 次に、南山城支援学校の児童生徒数増加への対応について、近隣の木津川市立木津川台小学校の二つの空き教室の借用について、木津川市と調整が整ったため、既存のプレイルームを移転し、プレイルームを普通教室に転用することにあわせ、支援学校に隣接する南部共済住宅3戸を新たに借用し、相談室、倉庫等として確保し、いずれも必要な改修等を行い、平成30年4月からの活用を予定している。

【質疑応答】

- 上原委員  
開校が1年遅れることで子どもたちに影響はでてくるのか。
- 阿部特別支援教育課長  
児童生徒数は、平成31年度から32年度にかけては若干減るか横置きを見込んでいるため、平成32年度まではそれほど学校の状況は変わらないと見込んでいる。保護者や子どもたちの意見等は特には聞こえてきていない。  
また、平成32年度以降に南山城支援学校の児童生徒が減ることに伴い、学校では色々な教育計画を立てて特色化を図る予定であったが、それが1年遅れることになる。
- 上原委員  
新設特別支援学校は平成33年度に全学年が一斉に始まるのか。
- 阿部特別支援教育課長  
学年進行するのではなく、南山城支援学校に通っている子供も学校区にいる子供は、基本的には新設特別支援学校に移るので、小中高等部全ての学年で始まるかと考えている。
- 平塚委員  
敷地の軟弱な地盤が判明とあるが、文化財の発掘調査とかはしているのか。
- 段野管理課長  
文化財の発掘調査については、遺跡の地図があり確認したところ、軟弱な地盤の部分は発掘調査の対象ではなかった。

## エ 教職員の働き方改革の推進について

### 【安達教職員企画課長の報告】

- 国において、中教審の学校における働き方改革特別部会で精力的に審議が行われ、12月12日の部会では、中間まとめとなる緊急対策案が取りまとめられた。
- これについては、12月22日の中教審の総会で報告をされ、文部科学大臣に提言として手渡されると伺っている。
- 京都府ではこうした国の動きも踏まえ、11月30日に教職員の働き方改革推進本部会議を開催し、今年度の取組状況と課題について報告をした上で、平成30年度に取り組むべき重点事項について確認をした。
- 重点事項の柱は、「学校運営・指導体制の構築」、「専門スタッフの配置促進」、「部活動運営の適正化」、「学校業務の更なる改善」、「学校組織マネジメントの強化」、「勤務時間を意識した働き方の推進」、「学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働」、「数値目標の設定による進捗管理」の8つとし、来年度はこれらの8つの柱と具体的な21項目を重点事項として取り組んでいきたい。
- 教職員の働き方改革を進めていくにあたり、年次目標を定めて進捗管理をすることとし、3年間で教職員の時間外勤務の20%縮減としているが、1年目10%、2年目15%、3年目20%というように年次目標を設定し、その達成状況を別途測定しながら着実に取組を進めたいと思っている。
- 今年度の取組の進捗状況は、10月に教員の10%を抽出して教員勤務実態調査を実施し、来年の1月末までに集計をして活用していきたい。
- また、10月15日には、京都府PTA協議会と京都府立高等学校PTA連合会の連名で「教職員の働き方改革を応援する緊急アピール」が宣言され、同日、橋本教育長に手渡されたところである。
- 11月には、全府立学校にICカードによる出退勤時刻記録システムを導入した。
- 本年度中は試行実施とし、ICカードで打刻することを先生方に習慣づけをしていただき、来年度からは本格実施として、先生方には勤務時間を意識した働き方をしていただくようにしていきたい。
- 得られた客観的なデータを活用して、長時間勤務の是正や業務改善の取組に役立てていきたい。

### 【質疑応答】

- 平塚委員  
児童生徒に対しては、授業の改善等でICTを活用する方向になっているので、授業等以外の部分にももっとICTを活用して業務改善を進めていくべきである。
- 安達教職員企画課長  
ICTを活用していくことは避けて通れない。京都府も平成30年度に積極的に進めるため、重点項目に掲げ、学校業務の改善に向けて統合型校務支援システムの導入とICTの活用に向けた検討を行うこととしている。
- 橋本教育長  
子供たちの教育の方に利用する面と、校務の方で利用する面と両方の使い方がある。現在でも、成績処理、進路指導関係、指導要録などを連動させるようなところはある程度できているが、その他の色々な情報をどうしていくかというのが課題である。

○ 上原委員

遅くまで残るのが当たり前のような感覚を持っている先生たちも多いのかなとも思うが、現場の先生たちに対しての、働き方改革の働きかけはどのようにしているのか。

○ 安達教職員企画課長

教職員自身がこれまでの働き方についての意識転換を図っていくことが大事である。この間先生方にも働き方改革についての意義なり府教委の取組なりを周知してきたところであり、アンケートを実施することを通じて意識を持ってもらいたいということで取り組んできたところである。

11月に全ての府立学校にICカードで出退勤管理をしてもらうことを始めたが、校長先生からは、教員たちが勤務時間を意識してきたというふうに聞いている。そうした外側の形から入っていく側面もあるが、こうした取組を進めていく中で、先生方がタイムマネジメントの考え方などを実践していただけるようになればと思っている。

この取組は新しい時代の教育に向けて、先生方に自分を高められる時間を作っていたきたいという思いで行っているので、意識づけをしていただく部分と外から入っていく部分と両面で取組を進めてまいりたい。

○ 上原委員

民間ではタイムカードが当たり前だが、公務員の場合はそれが今までなかったので、形で入るということはすごく大事なことである。

自分で自分の時間管理をするということを、管理職や学年主任、教務主任などの指導的な立場にある先生たちにも意識してもらうことが大事である。

○ 安藤委員

毎週学校に行っている中で、先生方の残業時間を聞いて驚いたのだが、月100時間超えがほとんどであった。もっと学校は保護者に助けてもらいたいということをしてPTAと連携しながら協力してもらい、各保護者までその内容が届くような体制を整えることが必要だと思う。

また、その残業時間に費やしている部分の大半が授業準備であり、小学校の先生は全教科を1人で教えなくてはいけないことがものすごく負担になっているようであったので、何か人的支援ができないのかと思うが、この専門スタッフの配置促進というのはどのようなものか。

○ 安達教職員企画課長

スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーについてはこれまでから配置をしているが、新たにスクールサポートスタッフの配置を促進していきたい。

例えば、プリントを印刷するとか、授業の実験材料を整えるとか、場合によっては子供たちのデータをパソコンに打ち込むなどの補助的な業務をしてもらう予定である。

少しでも先生方の負担軽減に繋げ、より専門性のある業務に力を注いでもらえるように進めていきたい。

また、中学校では部活動指導員をモデル配置しており、こういった取組をさらに広げていきたい。

○ 橋本教育長

小学校の先生は全ての教科を教えなければならないので、基本的に空き時間がほとんどない。教員をサポートする専門スタッフもいるが、やはり教員自身がどうしても必要である。そのため、特に専科教員を要望し、国にも求めてきたところであり、来年度予算でも少しは措置されるが、それでもまだ足りない。

専科教員を充実していかないとなかなか小学校の先生の空き時間は作れないと  
思っている。

○ 千委員

変な言い方かもしれないが、先生が働かなくていいような土壌を作らないと、  
いくらタイムカードを導入しようが、根本的な改革にはならないような気がす  
る。

○ 橋本教育長

イギリスなどはかつてかなり忙しかったが、先生の数以上にサポートスタッ  
フを入れて、時間外勤務を減らしていった。おそらくネックなのは予算であり、  
財源を見出していただいて、先生もスタッフも入れていかないと、抜本的な改  
善というのはなかなか厳しいと思う。引き続き国にも要望していきたい。

オ 第2回暫定登録文化財の登録について

【磯野指導部理事の報告】

- 第2回の暫定登録文化財の登録について、8月の第1回に続いて11月に第2  
回の登録を行い、登録件数は、建造物168件、美術工芸品106件、有形民俗文化  
財18件、記念物14件の合計306件であった。
- 市町村別では、京都市が176件で最多、多いところは向日市19件、亀岡市23  
件、南丹市8件、宮津市8件であり、府内の26市町村のうち、京都市を含む24市  
町村におよび、前回登録物件のなかった1市4町の文化財登録もできたので、ほ  
ぼ府内全域に暫定登録文化財が所在することとなった。
- 地域別では、京都市176件、乙訓26件、山城32件、南丹35件、中丹16件、丹後  
21件である。
- いずれの文化財も将来詳細な調査を経て、府の指定等になる可能性がある貴  
重な文化財と考えており、まさに文化財の宝庫京都を痛感している。
- 主な暫定登録文化財を説明すると、建造物では、東山区安井金比羅宮本殿、  
江戸時代後期、左京区の要法寺本堂、江戸時代後期、亀岡市の千代川インター  
の西にある岩城神社の本殿、江戸時代中期。
- 美術工芸品では宇治市萬福寺の紙本著色隠元隆琦像、江戸時代。
- 彫刻では宮津市大谷寺の仏像、右側が観音菩薩立像、左側が勢至菩薩立像で  
あり、平安時代。
- 古文書では、伊根町の亀島区有文書、江戸時代。
- 考古資料では、京丹波町の蒲生野古墳から出土した、車輪石形石製品、古墳  
時代前期のもので直径約12センチ程度。
- 宮津市籠神社から出土した礫石経、こぶし大の石にお経を記載したもので、  
平安時代。
- 有形民俗文化財では、福知山市の丹波夜久野の漆搔き用具。
- 記念物では、史跡及び名勝の木津川市の岩船寺境内。
- これらについては12月末の府の広報に告示の予定であり、これらの補助事業  
等についても全て照会済みである。
- 第3回の登録については2月初めに予定をしており、これをもって今年の日  
標の1000件を達成したいと考えている。

(4) 議決事項



ア 第53号議案 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

【西村管理部長の説明】

- 今年度の人事委員会勧告を受けて、一般職については12月議会に給与条例の一部改正案が出されて議決をされたところであるが、技能労務職員の給与は給与条例の適用を受けておらず教育委員会規則で定めているため、技能労務職員の給与についても改定しようということで、教育委員会規則を一部改正するものである。
- 技能労務職員は割と年齢が高いので、額については、基本は400円の引き上げになる。
- もう一点改訂があり、給与制度の総合見直しというのが京都府では、平成27年の人事委員会勧告を受けて、条例改正の上で平成28年4月から実施をしてきたところである。
- 給与制度の総合見直しは、世代間の給与配分を見直していこうということで、高齢者の給与を落として、若手の給与を厚くするというもの。急激に給与が下がらないように経過措置が続いていたが、平成30年3月31日で経過措置が終了になるので、これを合わせて改正しようというものである。

【原案どおり可決】

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

